

対象建築物一覧表

下表にあてはまる用途・規模の建築物であっても、以下のいずれかに該当する場合は **対象外** です。

- ① 該当する用途部分の床面積が **200㎡以下** のもの
- ② 用途部分が **避難階のみ** (直接地上に通ずる出口のある階のみ)にあるもの

(下線部は令和2年4月に変更となった部分)

グループ	用途	規模・階数 左の用途に供する部分の面積が、下記の いずれか に該当するもの		
		令和元年度以前	令和2年度以降	
A	1 劇場・映画館・演芸場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で200㎡を超えるもの ④ 主階(※1)が1階にないもの (劇場、映画館又は演芸場に限り)	令和元年	令和4年
	2 観覧場(屋外にあるものを除く)・公会堂・集会場(100㎡を超える集会室があるものに限る)			
	3 体育館(学校に附属するものを除く)・博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	① 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ② 建物全体で2000㎡以上のもの	① 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ② 建物全体で2000㎡以上のもの	
	4 学校・体育館(学校に附属するものに限る)	① 地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2000㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2000㎡を超えるもの	① 地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2000㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2000㎡を超えるもの	
	5 百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗・展示場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で500㎡を超えるもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で3000㎡以上のもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの	
	6 共同住宅(※2) (東灘区・灘区)			
B	1 病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・児童福祉施設等(※3)・共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅・認知症高齢者グループホーム・障害者グループホームに限る)	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で300㎡を超えるもの ④ 2階の部分で300㎡以上のもの	公表期間終了	令和2年・5年
	2 ホテル・旅館			
	3 事務所 その他これに類するもの	用途に供する部分の床面積が、建物全体で1000㎡を超え、かつ、その用途に供する部分の「地上階数+地下階数」が5以上であるもの	用途に供する部分の床面積が、建物全体で1000㎡を超え、かつ、その用途に供する部分の「地上階数+地下階数」が5以上であるもの	
	6 共同住宅(※2) (北区・須磨区・垂水区・西区)		Aグループ6.共同住宅の要件【★】と同じ	
C	1 共同住宅(※2) (市内全域)	① 地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡を超えるもの ② 6階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡を超えるもの	平成30年	令和3年
	2 公衆浴場			
	3 キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・待合・料理店・飲食店	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で500㎡を超えるもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で3000㎡以上のもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの	
	6 共同住宅(※2) (中央区・兵庫区・長田区)		Aグループ6.共同住宅の要件【★】と同じ	

(神戸市建築基準法施行細則 第7条)

※1 「主階」とは、客席のある階を言います。

※2 サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームを除きます。

※3 「児童福祉施設等」は、以下のもののうち、要援護者の収容施設のあるものを対象とします。
児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視覚障害者情報提供施設を除く)、保護施設(医療保護施設を除く)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)